

本社及び持株会社のサービスの取扱いについて（案）

1 検討の必要性和検討事項

- 経済活動においては、財・サービスの供給を直接的に行う活動のほか、経営企画、管理、総務、経理、広報、営業などその供給のために必要な間接的な活動（以下「本社活動」という。）がある。
- また、「純粋持株会社」等では、単独決算において、グループ企業の経営管理のための対価として経営指導料や配当金などの収益を計上する事例があるが、自企業内の本社活動では、収益ではなく費用のみが計上される。
- 「生産物分類策定の基本的な考え方」（平成 29 年 10 月 25 日）では、生産物の範囲には、「企業内取引（本社サービス、自家輸送等）（中略）も概念上含まれるが、生産物分類として設定するか否かについては、個別に検討を行うものとする」とされている。
- 特に本社サービスについては、サービスの対象が企業内または企業グループ内であるため、我が国の生産物分類における本社と持株会社のサービスの取扱いについて、海外の生産物分類を参考に、産業概念の相違も含めて考察する。
- 以下に、検討事項を挙げる。
 - 我が国及び海外における産業分類及び生産物分類上の本社と持株会社の比較
 - 我が国の持株会社の売上高、企業の本社経費の状況
 - 本社及び持株会社のサービスを生産物として設定する場合の定義・範囲及び意義・課題（論点）

2 我が国及び海外における本社と持株会社の比較

（1）産業分類における本社及び持株会社の分類及びその定義

- 日本標準産業分類（以下「JSIC」という。）における本社については、我が国は産業中分類ごとに小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」が 93 設定されており、その細分類として「主として管理事務を行う本社等」が設定されているが、国際標準産業分類（以下「ISIC」という。）及び欧州共同体産業分類（以下「NACE」という。）では専門・技術サービス業、北米産業分類システム（以下「NAICS」という。）では事業経営業に属する細分類としてそれぞれ 1 本設定されているのみ。
- ISIC、NACE 及び NAICS において、持株会社は子会社等の株式を保有し支配するのみであり、子会社等の管理統括は行わないものとされている。子会社等の管理統括を行う持株会社は本社に分類される。
なお、我が国の純粋持株会社は、管理統括機能も有するものと定義されている。

表 1 JSIC、ISIC、NACE 及び NAICS の本社、持株会社の分類及びその定義

	本 社	持株会社
JSIC 2013	<p>※産業中分類ごとに設定されている小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の細分類として設定 <u>xx00 主として管理事務を行う本社等</u></p> <p>主として〇〇業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための<u>組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。</u></p>	<p>L 学術研究，専門・技術サービス業 72 専門サービス業（他に分類されないもの） 728 経営コンサルタント業，純粋持株会社 <u>7282 純粋持株会社</u></p> <p>経営権を取得した子会社の事業活動を支配することを業とし、自らはそれ以外の事業活動を行わない事業所をいう。 ただし、子会社から収益を得ることは事業活動とはみなさない。</p> <p>（以下、一般原則より抜粋） 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得し</p>

	本 社	持株会社
		た子会社に対する管理機能を持つ、いわゆる事業持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務である場合には、主として管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、会社としての事業活動を行わず、 <u>経営権を取得した会社に対する管理機能（経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等）を持つ</u> 、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「L－学術研究，専門・技術サービス業」の「純粋持株会社（7282）」に分類する。
ISIC 2008	M 専門，科学及び技術サービス業 70 本社；経営コンサルタント業 701 本社 <u>7010 本社</u> この細分類は、 <u>企業または事業体の他の事業単位の監督及び管理運営、企業または事業体の戦略または組織上の計画立案及び意思決定的役割の遂行、経営上の管理権の行使、関連する事業単位の日々の業務を管理</u> が含まれる。 この細分類には以下が含まれる。 －本社 －中央管理事務所 －法人事務所 －地区及び地方事務所 －子会社管理事務所 この細分類は以下を除く。 －管理運営に従事していない持株会社の活動（6420 参照）	K 金融・保険業 64 金融サービス業（保険・年金基金業を除く。） 642 持株会社 <u>6420 持株会社</u> この細分類は、持株会社の活動（子会社グループの資産を保有（支配に要するレベルの株式の保有）する事業単位であり、その主たる活動はグループの保有であるもの）を含む。 <u>この細分類の持株会社は株式を保有している事業体に対し、他に何のサービスも提供しない。つまり、他の事業体の管理または運営を行わない。</u> この細分類は以下を除く。 －企業及び事業体の積極的な管理運営、企業の戦略立案及び意思決定（7010 参照）
NACE 2008	M 専門，科学及び技術サービス業 70 本社；経営コンサルタント業 70.1 本社 <u>70.10 本社</u> ※ 定義は ISIC と同じであるため省略	K 金融・保険業 64 金融サービス業（保険・年金基金業を除く。） 64.2 持株会社 <u>64.20 持株会社</u> ※ 定義は ISIC と同じであるため省略
NAICS 2017	55 事業経営業 551 事業経営業 5511 事業経営業 55111 事業経営業 <u>551114 法人、子会社、地域管理事務所</u> 本産業（米国版）には、主として、企業の他の事業所の管理、監督、経営を行う事業所が含まれる（政府の事業所を除く）。一般に当該企業の戦略的又は組織的計画や意思決定の役割を担う。本産業に属する事業所は当該企業の株式を保有している場合がある。 内容例示 中央管理事務所 本社 法人事務所 <u>管理統括を行う持株会社</u> 地区及び地方事務所 子会社管理事務所	55 事業経営業 551 事業経営業 5511 事業経営業 55111 事業経営業 <u>551111 銀行持株会社</u> <u>551112 その他の持株会社</u> 本産業（米国版）には、主として、企業の経営権の保有又は経営決定に影響を及ぼす目的で企業の株式（又はその他の持分）を保有する銀行持株会社として知られる法人事業所が含まれる。 <u>本産業に属する持株会社は、その株式を保有する企業を管理、監督、経営を行わない。</u> ※ その他の持株会社の定義は銀行持株会社とほぼ同じであるため省略

（注1）JSIC、ISIC、NACE 及び NAICS に基づき、当室で仮訳・整理を行った。

(2) 生産物分類における本社サービス及び持株会社サービスの分類及びその定義

- 本社サービスについては、中央生産物分類（以下「CPC」という。）、欧州共同体活動別生産物分類（以下「CPA」という。）及び北米生産物分類システム（以下「NAPCS」という。）ともに、企業グループを管理統括する持株会社又は複数事業所を有する企業を管理統括する本社事業所のサービスを想定。

持株会社又は本社事業所が統計調査における報告単位である場合は本社サービスを把握できるが、企業グループや企業全体が報告単位である場合は（企業内取引となるため）把握できないものとしている。（注2）

- 本社サービスの定義・範囲について、CPC 及び CPA は管理統括活動のみを対象としている一方で、NAPCS は管理統括活動のほか、人事、会計、広報、研究開発等の付随的活動も含む複合サービスとしている。

また、CPC 及び CPA の本社サービスは、概念上、売上が発生しない企業内取引も対象としているが、NAPCS では企業内取引は対象外としている。（注2）

- CPC 及び CPA では「持株会社サービス」が設定されている。これは持株会社が他の企業の経営権を取得する目的で当該企業の株式を保有するサービスであり、管理統括業務は含まれないものとされている。

なお、NAPCS には持株会社サービスはないが、類似する生産物として「自己勘定における売買目的有価証券・商品契約（利子及び配当金を含む）」が存在する。

（注2）EU 統計局及びアメリカセンサス局への照会結果による。

表2 NAPCS、CPC 及び CPA における本社サービス及び持株会社サービスの分類及びその定義

生産物分類	本社サービス	株式保有サービス
NAPCS	81 会計、経営、管理及び各種サービス 811 会計、経営、管理及び各種サービス 81102 受託管理・運用サービス（資産及び建設プロジェクト管理を除く） 8110202 企業向け本社業務サービス 811020201 企業向け本社業務サービス <u>81102020101 企業向け本社業務サービス</u> 企業の本社が当該企業の他の部門に提供する複合サービス。サービスは社内で製作することも、外部のベンダーから購入することもある。複合サービスには、戦略計画、財務管理、人事管理、会計、法務、事務管理、研究開発、広告、保険、知的財産のライセンス、フランチャイズ、ファイナンス、IT 管理などのサービスの一部または全部が含まれる。 含まれるもの： 直接および移転価格設定の両方を通じ、企業の他の部門に提供される複合サービス 除外項目： 個別に販売された個々のサービスは、提供されたサービスの種類によって分類される。	（該当する分類なし） ※類似する生産物 41102060101 自己勘定における売買目的有価証券・商品契約（利子及び配当金を含む） キャピタルゲインのための自己勘定での証券及び商品契約の売買
CPC	8 事業及び生産サービス 83 専門的及び技術的な業務サービス（研究、開発、法務及び会計サービスを除く） 831 経営コンサルティング及び管理サービス；情報技術サービス 8311 経営コンサルティング及び管理サービス <u>83118 本社サービス</u>	7 金融及び関連サービス、不動産サービス、レンタル及びリースサービス 71 金融及び関連サービス 717 金融資産保有サービス 7170 金融資産保有サービス <u>71701 子会社の株式保有サービス</u>

	含まれるもの： 本社によって同じ企業内の他の部門に提供される戦略的経営サービス	含まれるもの： 持株会社によって提供されるサービス。つまり、経営権を保有するために企業の株式（又はその他の持分）を保有すること。
CPA	M 専門、科学及び技術サービス 70 本社サービス、経営コンサルティングサービス 70.1 本社サービス 70.10 本社サービス 70.10.1 本社サービス 70.10.10 本社サービス 含まれるもの： 本社によって同じ企業内の他の部門に提供される戦略的経営サービス 除外項目： 管理統括を行わない持株会社サービス (64.20.10参照)	K 金融及び保険サービス 64 金融サービス（保険及び年金基金を除く） 64.2 持株会社のサービス 64.20 持株会社のサービス 64.20.1 持株会社のサービス 64.20.10 持株会社のサービス 含まれるもの： 主として、経営権を保有するために企業の株式（又はその他の持分）を保有する持株会社のサービス

(注3) CPC、CPA及びNAPCSに基づき、当室で仮訳・整理を行った。

3 我が国の持株会社の売上高、企業の本社経費について

(1) 持株会社の売上高の区分

- 「純粋持株会社実態調査」(経済産業省)によると、持株会社の売上高及び営業収益として、受取配当金、受取利息、経営指導料や業務委託手数料等のグループ運営収入、資産の賃貸料・使用料収入が計上されている。

表3 純粋持株会社の売上高又は営業収益（関係会社との間で発生したもの） (百万円)

区分	概要	売上高又は営業収益
受取配当金	保有株式に伴い得られた配当（営業外に該当するものを除く）	2,265,267
受取利息	貸出に伴う利息（営業外に該当するものを除く）	41,927
グループ運営収入及び類するもの	グループ運営のための各種サービスを提供し、その対価として得た収益。純粋持株会社の売上高及び営業収益の科目において、運営費用収入、グループ運営収入、グループ経営運営収入、経営管理料、経営指導料、業務受託料、業務委託手数料、商標使用料などに該当（営業外に該当するものを除く）	536,016
資産の賃貸料・使用料収入	不動産等（器具・備品、ソフトウェア等の資産含む）の賃貸・使用料。純粋持株会社の売上高及び営業収益の科目において、資産利用料、不動産賃貸収入・不動産事業収入などに該当（営業外に該当するものを除く）	117,558
事業活動を通じて得られる収入	純粋持株会社として自ら事業活動（資産の賃借を除く）を行って得た収益（営業外に該当するものを除く）	32,485
その他	上記に含まれない収益（営業外に該当するものを除く）	77,263
合計		3,070,516

(注4) 「平成27年純粋持株会社実態調査」(経済産業省)に基づき、当室が作成した。

- 受取配当金については、①税務上、二重課税を排除するために株式保有割合に応じて全額又は一部が益金不算入となる、②子会社では配当金は損益計算書に計上されないなどの特性があり、他のグループ運営収入や賃貸料収入とは異なる性格を有する。

(2) 企業の本社経費について

- 企業の本社活動による売上は基本的に発生しないため、経費として把握する必要があるが、本社活動のみの経費を把握することは基本的に難しい

※ 産業連関構造調査のひとつである「企業の管理活動等に関する実態調査」では、複数事業所を有する企業・団体に対して、企業全体の販売費及び一般管理費と、そのうち本社の管理活動等に要した経費を把握している。

4 本社及び持株会社のサービスを生産物として設定する場合の定義・範囲、意義・課題（論点）

（1）本社及び持株会社のサービスの設定方針（案）

- 以上を踏まえ、JSICの「主として管理事務を行う本社等」と「純粋持株会社」が生産するサービスとして、以下のとおり設定してはどうか。

表4 本社及び持株会社のサービスの設定方針（案）

【本社等】

生産物分類名	定義
本社サービス	(統合分類)
本社サービス	<p>複数事業所を有する企業の本社等が同じ企業内の他の部門又は支社、営業所、工場等の他の傘下事業所向けに提供するサービスであって、企業内取引として費用のみが計上されるものをいう。具体的には、管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等のサービスを含む。</p> <p>企業内研究開発は、別掲の「研究開発のオリジナル」に、請負（制作）サービスとして対価を得て行われる研究開発は、別掲の「研究開発サービス」に分類される。</p> <p>経営指導やシェアードサービス（注5）等として、対価を得て本社サービスの一部又は全部を提供している場合は、別掲の「持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス」に分類される。</p> <p>また、個別に販売された個々のサービスは、提供されたサービスの種類によって、それぞれ別掲の生産物に分類される。</p>

（注5）大企業や企業グループなどの組織において、各部門で共通する業務を一部門に集約し、効率化を図る経営手法。主に人事・総務・経理・情報システムなどの間接部門を対象とすることが多い。（出典：デジタル大辞泉）

【持株会社等】

生産物分類名	定義
持株会社における子会社等の株式保有サービス（受取配当金）	(統合分類)
持株会社における子会社等の株式保有サービス（受取配当金）	持株会社が子会社等の株式を保有し、経営権を取得した子会社の事業活動を支配するサービスをいう。その対価として受取配当金を得る。
持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス	持株会社がグループ運営のために子会社等に提供する各種のサービス、及びフランチャイズ本部等がフランチャイズチェーンを展開するために加盟店等に提供する各種のサービスをいう。その対価としてグループ運営収入、経営管理料、経営指導料、業務受託料、ロイヤリティ等の収益を得る。

	<p>受取配当金は別掲の「持株会社における子会社等の株式保有サービス」に分類される。</p> <p>資産の賃貸料・使用料収入は、該当する別掲の賃貸サービスに分類される。</p> <p>その他の事業活動により得られた収入は、該当する別掲の生産物にそれぞれ分類される。</p>
経営指導サービス	持株会社がグループを統括する立場から、子会社等に対して経営上又は営業上の指導・管理を行うサービス、又はフランチャイズ本部等がフランチャイズチェーンを統括する立場から、加盟店に対して経営上の指導やノウハウの提供等を行うサービスであり、その対価として経営指導料、経営管理料等を得るものをいう。
商標（ブランド）使用許諾サービス（ロイヤリティ）	持株会社又はフランチャイズ本部等が、その保有する商標（ブランド）を子会社又は加盟店に使用させ、その対価としてロイヤリティ、商標（ブランド）使用料を得るものをいう。
その他の持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス	持株会社又はフランチャイズ本部等が、対価を得て、子会社又は加盟店に提供するその他の各種サービスをいう。具体的には、シェアードサービス等の対価としての業務受託料、業務委託手数料を含む。

- 上記のほか、持株会社の副業の生産物として、「不動産賃貸サービス」、「資金貸付サービス」、「研究開発サービス」、「知的財産の使用許諾サービス」等を設定する。
- 経営コンサルタント業等においてP扱いとしていた「フランチャイズ契約・マネジメント契約」に係る収益は、「持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス」に含まれるものとする。
- 本社サービスと同様の企業内取引である自家輸送、自家用倉庫等については、本社サービスと異なり、海外の生産物分類においては独立した分類項目として設定されていない（それぞれ運輸サービス、倉庫サービス等に含まれる）ことから、我が国の生産物分類においても特に分類項目として設定しないものと整理する。
- 上記生産物を本社、事業持株会社及び純粋持株会社別に整理すると、以下のとおり。

表5 本社、事業持株会社及び純粋持株会社別の生産物の対応

生産物分類名	本社	事業持株会社	純粋持株会社
本社サービス			
うち管理統括活動	○	○	×（注6）
うち付随的活動 （人事、会計、広報、調達等）	○	○	×
持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス	×	○	○

（注6）純粋持株会社の管理統括活動は、「持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス」として、対価を得て実施しているものと整理。

- また、海外の生産物分類との定義・範囲を比較すると以下のとおり。

表6 海外の生産物との定義・範囲の比較

(統合)	(最下層・内訳)	日本	CPC・CPA	NAPCS
本社サービス	うち管理統括活動	○	○	○ ※企業内取引除く
	うち付随的活動 (人事、会計、広報、調達等)	○	×	○ ※企業内取引除く
持株会社における子会社等の株式保有サービス (受取配当金)		○	○	○
持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス	経営指導サービス	○	×	×
	商標 (ブランド) 使用許諾サービス (ロイヤリティ)	○	○	○
	その他の持株会社及びフランチャイズ本部等によるグループ運営等サービス	○	×	×

(2) 生産物分類として設定する意義と課題 (論点)

【設定する意義】

○ JSIC に対応する生産物の設定

JSIC の小分類「管理、補助的経済活動を行う事業所」の細分類「主として管理事務を行う本社等」が行う経済活動に対応する生産物分類を設定することができる。

○ 海外の生産物分類との比較可能性の確保

CPC、CPA 及び NAPCS との関係では、対応する生産物を我が国においても設定することにより、比較可能性を確保することができる。

○ 国内及び海外における本社活動の把握

企業の本社が多く所在する地域における経済活動のより詳細な把握のほか、邦人企業が株式を保有し管理統括を行う海外の子会社等へのサービスの把握に資することが期待される。

○ 投入構造の変化の的確な把握

本社及び持株会社等が行う管理活動全般について、SNA や IO において投入項目として設定することにより、直接的な事業活動の投入との違いが明確になる。これによって、管理活動と変動費が多い直接的な事業活動を分割して推計することが可能となり、投入構造の変化をよりの確に把握することが期待される。

【課題 (論点)】

○ 本社サービスの対象範囲 (海外の生産物分類との相違点)

今回の設定案における本社サービスの対象範囲は、企業内取引としての「管理統括活動」と「付随的活動」としている。一方、CPC 及び CPA では、企業内取引のほか対価を得て提供するサービスも概念上含めているが、その範囲は基本的に「管理統括活動」に限定している。他方、NAPCS では、企業内取引は対象外としているが、その範囲は「管理統括活動」と「付随的活動」を含むものとしている。これらの相違点をどう考えるか。

○ 企業の組織改編の影響

今回の設定案では、費用のみが計上される「本社サービス」と売上が計上される「持株会社サービス」を設定しているが、例えば、ある企業が組織を分社化すれば受取配当金やグループ運営収入として新たに収益が発生することになるが、逆に、企業内の事業部門として吸収されれば収

益は発生しないことになる。このように持株会社の生産額は企業の組織改編の影響を受けることになるが、この点をどう考えるか。

○ **受取配当金の扱い**

今回の設定案では、持株会社等の収益のうち、SNAにおける生産物の対象外である受取配当金と対象内であるグループ運営収入等を区分しているが、そもそも、受取配当金を生産物分類として設定するか否かについては議論がある。

一方で、売上高を把握する基礎統計においては、当該生産物が SNA の生産物の対象か対象外かに関らず、売上として計上されるものは把握する必要があると、そのような基礎統計に対して、生産物分類として何らかの情報を提供する必要があると考えられるが、この点をどう考えるか。

○ **フランチャイズと持株会社の区分、商標（ブランド）使用料の取扱い**

今回の設定案では、フランチャイズ本部のサービスと持株会社のグループ運営サービスに用途の違いはないと考えており、それぞれ別の生産物としていない。

また、ロイヤリティ収入や商標（ブランド）使用料については、持株会社では、その他のものを含めて、グループ運営収入として一括して計上されるケースがある。一方、これまでの生産物分類の検討では、商標権（ブランド）使用料は、「産業財産権の使用許諾サービス」に含まれるものと整理しており、現時点の案では重複が生じている。

フランチャイズ本部と持株会社のサービスを区分すべきか。また、商標権（ブランド）使用料の取扱いをどう考えるか。